

農業振興地域整備基本方針の変更について

1 農業振興地域整備基本方針の概要

「農業振興地域の整備に関する法律」は、①総合的に農業の振興を図るべき「農業振興地域」を指定し、②当該地域の優良な農地を「農用地区域」として設定するとともに、③当該農地において農業に関する公共投資その他農業振興施策を計画的に推進することを旨とした制度となっている。

○国 農用地等の確保等に関する基本指針（以下、「基本指針」）の策定

- ・国における確保すべき農用地区域内農地の面積目標、県の面積目標の設定基準を定める。

○県 農業振興地域整備基本方針（以下、「基本方針」）の策定＜農業振興地域の指定＞

- ・国の基本指針に基づき、県の農用地区域内の農地の面積目標を定める。
- ・農用地区域の設定対象となる、農業振興地域の範囲・規模を定める。

○市町村 農業振興地域整備計画（以下、「整備計画」）の策定＜農用地区域の設定＞

- ・農業振興地域内の優良農地を農用地区域に設定し、計画的に農業振興施策を推進する。

2 本県の基本方針の変更

(1) 趣旨

国において、「新たな食料・農業・農村基本計画（R2. 3. 31 閣議決定）」の農地面積の見直し等を踏まえ、現行の「基本指針」の農用地区域内農地の面積目標を見直すことから、これに基づき本県の「基本方針」において新たな面積目標を設定する。

(2) 時期

国の「基本指針」の変更が R2. 11 月頃に予定されており、変更日から 6 か月以内に変更する必要があるため、令和 2 年度内の変更を目指す。

(3) 変更内容

本県の農用地区域内農地の新たな目標を設定するほか、富山県農業・農村振興計画（H30. 5 見直し）等の各種計画等の内容を反映させる。

(4) スケジュール（前回は参考にして設定）

	国	県
R2. 11 月	基本指針の公表	
12 月	〔 年度当初は 11 月の予定。 前回変更時は 12/24 〕	
R3. 1 月		面積目標等の市町村への照会
2 月		農政審議会委員へ意見照会（文書） 市町村長へ意見照会 農林水産大臣への協議
3 月		県報にて公表